

定期券の払い戻しについて

**●払い戻しは、定期券をお持ちいただいた日まで
使用したとみなし、払い戻しをいたします。**

①1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月定期券の場合で、券面の使用開始日から7日までは、
日割計算となります（毎日乗車区間を1往復したとして計算）

(例1) 4/8 使用開始日で、新幹田～水戸の通学1ヶ月定期を
4/14 に払い戻しに来られた場合。(7日間使用と見なします)
 $24,530 \text{ 円【発売額】} - (820 \text{ 円【片道運賃】} \times 2 \text{【往復】} \times 7 \text{ 日})$
 $- 220 \text{ 円【手数料】} = 12,830 \text{ 円【払戻額】}$

**※有効1ヶ月の定期券は、券面の使用開始日から
8日目からは、払戻額のお取り扱いはできません。**

②3ヶ月、6ヶ月の定期券の場合は、①の取り扱い以降の日（券面の使用開始日から
8日以降）に、払い戻しに来られた場合、は月割計算となります。

(例2) 4/8 使用開始日で、大洗～水戸の通学3ヶ月の定期を、
5/17 に払い戻しに来られた場合。(2ヶ月使用したものと見なします)
 $27,190 \text{ 円【発売額】} - 9,540 \text{ 円【1ヶ月定期額】} - 9,540 \text{ 円【1ヶ月定期額】}$
 $- 220 \text{ 円【手数料】} = 7,890 \text{ 円【払戻額】}$

(例3) 4/8 使用開始日で、大洗～新幹田の通学6ヶ月の定期を、
7/9 に払い戻しに来られた場合。(4ヶ月使用したものと見なします)
 $86,020 \text{ 円【発売額】} - 45,400 \text{ 円【3ヶ月定期額】} - 15,930 \text{ 円【1ヶ月定期額】}$
 $- 220 \text{ 円【手数料】} = 24,470 \text{ 円【払戻額】}$

**※有効3ヶ月・6ヶ月の定期券の場合、
残り有効期間が1ヶ月未満の場合の払戻額のお
お取扱いはできません。**